文教委員会資料 令和5年2月21日 学校支援課

中学校部活動の地域移行に向けた今後の取組について

子どもたちのスポーツ・文化芸術環境の形成と教員の働き方改革の推進を図るため、以下のとおり、中学校部活動の地域移行に向けた取組を進めることとしたので、報告する。

1 地域移行に向けた考え方

区は、これまで、部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、部活動活性化事業や外部指導員、部活動指導員の配置等により、中学校の部活動の支援を行ってきたところである。一方で、少子化の進展による生徒数の減少や、競技経験のない部活動の指導、休日の練習・大会引率など、部活動は教員にとって依然として大きな負担となっているなど、これまでと同様の体制で部活動を続けていくことは、持続可能性の面において難しい状況にある。

このような中で、国は、令和4年 12 月 27 日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り 方等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。」)を策定し、学校部活動の適切 な運営とともに、新たな地域クラブ活動の在り方や地域移行に向けた進め方等を示したところで ある。各自治体においては、このガイドラインを踏まえ、推進計画の策定等により、まずは休日の 学校部活動の段階的な地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指 すことが求められている。

これらのことから、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術環境の形成と教員の働き方改革をさらに進めるため、区の実情に即した中学校部活動の地域移行に取り組む。

2 地域移行の進め方

(1)「(仮称)中学校部活動の地域移行に向けた検討会」の設置及び懇談会の開催

令和5年4月から、区立中学校長、教育委員会事務局、区民生活部で構成する「(仮称)中学校部活動の地域移行に向けた検討会」を設置し、これまでの取組の成果等も踏まえ、地域クラブ活動の運営方法、運営団体・実施主体の整備、費用負担等について検討を行う。検討にあたっては、保護者や地域スポーツ・文化芸術団体等との懇談会を開催し、広く意見を聴取しながら進める。

(2)「(仮称)中学校部活動の地域移行に関する推進計画」の策定

検討結果を踏まえて、地域移行に向けた方針・取組内容・スケジュール等を定めた「(仮称) 中学校部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、段階的・計画的な取組の推進を図る。

(3)その他

平成 31 年3月に策定した「杉並区教育委員会運動部活動の在り方に関する指針(ガイドライン)」については、国のガイドライン及び今年度中に改定予定である東京都教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、文化部活動に関する項目も盛り込みながら、総合的なガイドラインとして、年度内を目途に改定を行う予定である。

3 今後の主なスケジュール (予定)

令和5年4月 検討会の設置

10月 検討結果のとりまとめ

12月 推進計画の策定

令和6年2月 文教委員会に報告

参考資料

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】





○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組 む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。

- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
 - ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。 II ~IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

[学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- · 週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力 の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により 生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒** の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・凩窮家庭への支援

Ⅱ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・ 協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- (主な内容)
- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、**段階的な体制の整備**を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等 により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・ 地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を 目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に 応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し** ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)